



No.	区域線
A	国道170号の道路端
B	富田林市道錦織38号線道路端
C	府道森屋狭山線道路端
D	近隣商業地域の境界線
E	府道森屋狭山線道路端
F	府道甘南備川向線道路端
G	(都)大阪千早線道路端

- : 東高野街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域 (一般区域) は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域) です。